

令和7年3月12日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和5年(ワ)第873号 国家賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和7年1月17日

判 決

5 沖縄県国頭郡恩納村真栄田346

原 告 米 田 莓 栗
(以下「原告莓栗」という。)

同

原 告 米 田 統 真
(以下「原告統真」という。)

10

上記兩名法定代理人親権者 米 田 敏 ャ
同訴訟代理人弁護士 山 岸 純
同 水 野 太 樹

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

15 被 告 国

同代表者法務大臣 鈴 木 馨 祐
同 指 定 代 理 人 杉 山 朋 美
同 永 峰 加 容 子
同 細 波 涼
同 小 森 貴 代 美
同 石 垣 優
同 新 垣 涉
同 玉 那 覇 浩 規

20

主 文

- 25 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請 求

- 1 被告は、原告苺栗に対し、80万円及びこれに対する令和5年12月25日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。
- 5 2 被告は、原告統真に対し、80万円及びこれに対する令和5年12月25日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

第 2 事案の概要

1 事案の要旨

10 本件は、原告らが、ミルク（脱脂粉乳を水で溶いて飲用としたもの及び牛乳（牛乳）を指す。）の摂取は、乳糖不耐症の児童・生徒に健康被害を生じさせるおそれがあり、前立腺がんや乳がんのリスクを増大させるにもかかわらず、学校給食法は、学校給食にミルクの提供を義務付けていると解されるところ、国会議員が長年にわたり同法を改正せずに放置したことは違法であり、この不作為のために、乳糖不耐症である原告らは、学校給食に牛乳が提供される公立の小学校に通学す
15 ることができず、精神的損害を被ったなどと主張して、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料各80万円およびこれに対する令和5年12月25日（訴状送達の日）から民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払をそれぞれ求める事案である。

2 関係法令の定め等

20 別紙「関係法令の定め等」のとおり

3 前提事実

原告苺栗は、平成26年6月生まれ、原告統真は、平成27年8月生まれで、原告らは、いずれも小学生相当の学年の者である（弁論の全趣旨）。

4 争点及びこれに対する当事者の主張

25 本件の争点は、①学校給食にミルクの提供を義務付ける学校給食法を改正しなかった国会議員の不作為が国家賠償法1条1項の適用上違法といえるか否か（違

法性の有無)、②当該不作為により原告らに損害が発生したといえるか否か(損害及び因果関係の有無)である。

(1) 争点1 (違法性の有無)

(原告らの主張)

5 ア 義務教育諸学校の設置者は、学校給食を開設しようとするときは、都道府県の教育委員会にその旨を届け出なければならず、その際、完全給食、補食給食又はミルク給食の別(以下「学校給食の区分」という。)を記載しなければならないが、いずれもミルクを含んでいる(施行令1条、施行規則1条1項2号)。

10 また、学校設置者が補助金の交付を受ける場合、届出内容と異なる学校給食を提供すると、虚偽の届出をしたこととなり、補助金交付が打ち切られ、又は補助金返還義務が生じる(学校給食法12条、13条)。

以上によれば、学校給食法は、学校給食にミルクを提供することを義務付けていると解される。

15 イ 上記のとおり、学校給食にミルクを提供することが義務付けられている以上、児童・生徒はミルクを摂取することを強いられることとなり、これにより、乳糖不耐症の児童が健康被害を受けるおそれがある。

20 また、乳製品の摂取により、前立腺がんや乳がんのリスクが高まる可能性があることを指摘する研究結果もあり、必ずしもミルクの摂取が健康に良いとはいえない。

そうすると、学校給食にミルクの提供を義務付ける学校給食法は、健康あるいは身体の完全性を害するものといえ、法律の規定が、憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白といえる。

25 ウ 学校給食法で学校給食にミルクの提供が義務付けられてから約70年が経過したところであるが、昭和47年に日本人の乳糖不耐症について研究し

た論文が発表されてから50年以上、平成20年に乳製品の摂取によりがんのリスクが高まる可能性があることを指摘する研究結果の発表から15年以上が経過したのに、この間、国会議員は、ミルクにより健康を害する児童・生徒に対する配慮を何ら検討せずに放置し、児童・生徒の健康・身体 of 完全性を害する学校給食法を改正しなかった。よって、国会が正当な理由なく長期にわたって学校給食法の改廃等の立法措置を怠ったといえる。

エ 以上によれば、学校給食にミルクの提供を義務付ける学校給食法を改正しなかった国会議員の不作为は、国家賠償法1条1項の適用上違法である。

(被告の主張)

ア 学校給食法には、学校給食に必ずミルクを提供するよう義務付ける規定はない。また、学校給食実施基準や文科省通知の記載、施行規則改正の経緯等も踏まえると、学校給食法は、学校給食に必ずミルクを提供することを義務付けておらず、児童・生徒の個々の健康等の実態に配慮した適切な運用を求めている、アレルギー疾患をもつ児童・生徒に対しては、原因食物を除去するなどの適切な対応がとられることを前提としていると解される。

施行規則1条1項2号による学校給食の区分の届出は、都道府県の教育委員会が当該学校において提供される学校給食を把握した上で、適切な指導、助言、援助の体制を確保するための類型の一つとして定めたものにすぎないのであって、届出どおりの学校給食を学校の児童又は生徒の全員に一律に提供することを義務付ける趣旨のものではない。このため、各学校設置者が、アレルギー疾患をもつ児童・生徒に対して届け出た区分と異なる学校給食を提供しても、学校給食の開設の届出が「虚偽」の届出になるものではない。そもそも、学校給食法12条に基づく補助金の交付は、学校設置者の申請により国が行うものであり、都道府県教育委員会に対する学校給食の開設の届出の内容により判断されるものではない。したがって、アレルギー疾患を持つ児童・生徒に対して届け出た区分と異なる学校給食を提供した場合に、同

法 13 条 5 号所定の、補助金交付が打ち切られ、又は補助金返還義務が生じる事由に該当することにはならない。

以上によれば、学校給食法は、学校給食にミルクの提供を義務付けているとはいえない。

5 イ 上記ア記載のとおり、各学校設置者は、アレルギー疾患をもつ児童・生徒に対し、原因食物を除去するなどの適切な対応をとることとされている。しかし、原告らは、これを正解せず、公立学校の学校給食においてはミルクの提供を受けると誤解し、公立学校への通学を自ら回避したにすぎないから、原告らに国賠法上保護に値する権利ないし法的利益の侵害があるとはいえない。このため、国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法となる余地はない。

10 (2) 争点 2 (損害及び因果関係の有無)

(原告らの主張)

ア 原告らは、牛乳に対して耐性がなく、幼い頃から、牛乳を摂取するとアトピー性皮膚炎となり、下痢症状が続いた。原告らが公立学校に入学した場合、
15 日々ミルクを含む給食が提供されることとなるので、原告らは、これを避けるため、公立学校への入学を断念し、インターナショナルスクールに通学することを選択せざるを得なかった。このことにより原告らが被った精神的損害は各 80 万円を下らない。

イ 原告らが公立学校に通えなくなったのは、学校給食法を改正せずに放置したという国会議員の不作为によるものであるから、因果関係も認められる。
20

(被告の主張)

否認し、争う。

第 3 当裁判所の判断

1 認定事実

25 前提事実に加え、括弧内掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 施行令 1 条は、義務教育諸学校の設置者が、学校給食を開設しようとするときは、都道府県の教育委員会にその旨を届け出なければならないことを定め、施行規則 1 条 1 項 2 号は、その際の届出事項として、「完全給食、補食給食又はミルク給食の別（「学校給食の区分」）及び毎週の実施回数」を記載すべきことを定めている。学校給食の区分が届出事項とされたのは、昭和 39 年の施行規則の一部改正（以下「昭和 39 年改正」という。）によるものであり、改正前の施行規則 1 条 1 項 2 号は、届出事項を「学校給食の種類及び毎週の実施回数」と定め、「学校給食の種類」は、食事内容ではなく週当たりの実施回数により区分されていた。（乙 6 から 8 まで）

(2) 昭和 39 年改正の経緯は、次のとおりである。

学校給食制度は、主として戦後の経済的困窮と食糧不足から児童・生徒を救済するための応急措置として発足し、その後、学校給食法の制定等制度的・予算的措置の改善が図られ、普及が推進された（乙 10）。

そのような中、昭和 38 年、全ての義務教育諸学校において、栄養価の高いミルクを用いた学校給食が速やかに実施されるよう、ミルク購入費を補助する予算措置が講じられ、さらに、公立の小学校又は中学校における完全給食以外のミルクを用いる学校給食の円滑な実施を図るため、経済的な困窮により学校給食費を支払うことが困難であると認められる児童又は生徒に対し、完全給食に係る給食費補助金とは別個に、完全給食以外のミルクを用いる学校給食についても給食費補助金が交付されることになった。これに伴って、都道府県の教育委員会において、完全給食以外のミルクを用いる学校給食の提供を受ける児童又は生徒数等を別途把握する必要性が生じたため、昭和 39 年改正により、教育委員会への届出事項が、実施回数による区分から食事内容による区分に改められた。（乙 6、9、10）

2 判断基準

国家賠償法 1 条 1 項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個々

の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責任を負うことを規定するものであるところ、国会議員の立法行為又は立法不作為が同項の適用上違法となるかどうかは、国会議員の立法過程における行動が個々の国民に対して負う職務上の法的義務に違反したかどうかの問題であり、立法の内容の違憲性の問題とは区別されるべきものである。そして、上記行動についての評価は原則として国民の政治的判断に委ねられるべき事柄であって、仮に当該立法の内容が憲法の規定に違反するものであるとしても、そのゆえに国会議員の立法行為又は立法不作為が直ちに同項の適用上違法の評価を受けるものではない。もっとも、法律の規定が憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠る場合などにおいては、国会議員の立法過程における行動が上記職務上の法的義務に違反したものとして、例外的に、その立法不作為は、同項の適用上違法の評価を受けることがあるというべきである（最高裁昭和53年（才）第1240号同60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512頁、最高裁平成13年（行ツ）第82号、第83号、同年（行ヒ）第76号、第77号同17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087頁、最高裁平成25年（才）第1079号同27年12月16日大法廷判決・民集69巻8号2427頁、最高裁令和2年（行ツ）第255号、同年（行ヒ）第290号、第291号、第292号同4年5月25日大法廷判決・民集76巻4号711頁参照）。

3 検討

- (1) 義務教育諸学校の設置者は、学校給食を開設しようとするときは、都道府県の教育委員会にその旨を届け出なければならない、その際、完全給食、補食給食又はミルク給食の別を記載しなければならない（施行令1条、施行規則1条1項2号）。完全給食とは、給食内容がパン又は米飯（これらに準ずる小麦粉食

品、米加工食品その他の食品を含む。）、ミルク及びおかずである給食をいい、補食給食とは、完全給食以外の給食で、給食内容がミルク及びおかず等である給食を、ミルク給食とは、給食内容がミルクのみである給食をいうが（施行規則1条2項から4項まで）、このいずれにもミルクが含まれている。

5 もつとも、上記施行規則1条1項2号の趣旨は、学校設置者に対し、学校給食の実施に係る基本的事項を明確にし、その責任ある実施体制を確保させるとともに、都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県内における学校給食の実態を把握し、適切な指導、助言、援助の体制を確保させることにあることからすると、学校給食の区分の別の届出が求められているからといって、直ちにミ
10 ルクの提供が義務付けられているものと解することはできない。かえって、栄養価の高いミルクを含む給食を普及させるためという昭和39年改正の経緯に照らしても、施行規則1条1項2号が、届出どおりの学校給食を学校の児童・生徒の全員に一律に提供することまでを義務付けるものとは認め難い。また、学校給食法8条1項に基づき文部科学大臣が定めた学校給食実施基準（別紙
15 「関係法令の定め等」の4）や、学校給食実施基準を改正する際に発出された文科省通知（別紙「関係法令の定め等」の5）を見ても、アレルギー疾患を持つ児童・生徒に対し原因食物を除去するなどの適切な対応等、児童・生徒の個々の健康等の実態に配慮した適切な運用が求められていることからすると、学校給食法においてもミルクの提供を学校の児童・生徒の全員に一律に提供すること
20 を義務付けるものを予定しているとは認められない。

このように、学校給食法は、学校給食において、学校の児童・生徒の全員に一律にミルクを提供することを義務付けるものではなく、アレルギー疾患を持つ児童・生徒に対し原因食物を除去するなど適切な対応をとることを当然の前提としていることからすると、ミルク提供が義務付けられていることを前提とする原告の主張は採用できず、その他、現行の法律の規定が憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規

定に違反するものであることが明白であるものであるとは認められない。

- (2)ア 原告らは、学校設置者が、届出内容と異なり学校給食にミルクを提供しなかった場合、虚偽の届出をしたこととなり、補助金交付が打ち切られ、又は補助金返還義務が生じることから、学校給食法はミルク提供を義務付けている旨主張する。

しかし、上記(1)記載のとおり、学校給食法は、児童・生徒の個々の健康等の実施に配慮した適切な運用を求めているのであるから、アレルギー疾患を持つ児童・生徒に対し原因食物を除去するなど個別の対応をとったからといって、虚偽の届出と扱われ、補助金の交付が打ち切られたり、返還義務が生じたりすることはないというべきである。したがって、原告らの主張は採用できない。

- イ また、原告らは、乳製品の摂取により、前立腺がんや乳がんのリスクが高まる可能性があることを指摘する研究結果（甲1、2）もあり、必ずしもミルクの摂取が健康に良いとはいえない旨主張する。

しかし、上記研究結果においては、乳製品の摂取が骨粗しょう症や高血圧、大腸がんといった疾患に予防的であって乳製品の摂取を控えるべきかについては現時点では結論を出すことができない旨も指摘されている他、乳製品を多く摂取する食生活は乳がん発生・死亡率を上昇させる可能性を指摘するにとどまっているのであって、現時点において、ミルクの摂取が健康に良いとはいえないという点についての結論が確立したものであるとまでは認められない。したがって、法律の規定が憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるものであるとは認められない。

- (3) 以上のとおり、学校給食法は、乳糖不耐症の児童・生徒にミルクの提供を義務付けるものとは認められないから、憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであ

ることが明白であるなどといえないことは明らかであって、学校給食法を改正しなかった国会議員の不作為が、国家賠償法1条1項の適用上違法とされることはない。

4 結論

5 以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告らの請求はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

那覇地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官

藤井秀樹

裁判官

原美湖

裁判官

池田翔平

別紙

関係法令の定め等

1 学校給食法

(この法律の目的)

- 5 第1条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

10 (学校給食の目標)

第2条 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 15 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 20 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

(定義)

25 第3条

- 1 この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標を達成するために、義

義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。

- 2 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

5 （義務教育諸学校の設置者の任務）

第4条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

（国及び地方公共団体の任務）

- 10 第5条 国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るように努めなければならない。

（学校給食実施基準）

第8条

- 15 1 文部科学大臣は、児童又は生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容及び学校給食を適切に実施するために必要な事項（次条第1項に規定する事項を除く。）について維持されることが望ましい基準（次項において「学校給食実施基準」という。）を定めるものとする。

- 2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食実施基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとする。

（国の補助）

20 第12条

- 1 国は、私立の義務教育諸学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができる。
- 25 2 国は、公立の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の設置者が、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者（以下この項において「保護者」という。）で生活保護法（昭和25年法律第144

号) 第6条第2項に規定する要保護者(その児童又は生徒について、同法第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合の保護者である者を除く。)であるものに対して、学校給食費の全部又は一部を補助する場合には、当該設置者に対し、当分の間、政令で定めるところにより、

5 予算の範囲内において、これに要する経費の一部を補助することができる。

(補助金の返還等)

第13条 文部科学大臣は、前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付をやめ、又は既に交付した補助金を返還させるものとする。

- 10 一 補助金を補助の目的以外の目的に使用したとき。
- 二 正当な理由がなくて補助金の交付の決定を受けた年度内に補助に係る施設又は設備を設けないこととなったとき。
- 三 補助に係る施設又は設備を、正当な理由がなくて補助の目的以外の目的に使用し、又は文部科学大臣の許可を受けないで処分したとき。
- 15 四 補助金の交付の条件に違反したとき。
- 五 虚偽の方法によって補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

2 学校給食法施行令(以下「施行令」という。)

(学校給食の開設及び廃止の届出)

20 第1条 学校給食法(以下「法」という。)第3条第2項に規定する義務教育諸学校(以下「義務教育諸学校」という。)の設置者(略)は、法第3条第1項に規定する学校給食(以下「学校給食」という。)を開設し、又は廃止しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、市町村立の学校(市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人が設置する学校を含む。)にあっては直接に、私立学校にあっては都道府県知事を経由して、都

25 道府県の教育委員会にその旨を届け出なければならない。

3 学校給食法施行規則（以下「施行規則」という。）

（学校給食の開設等の届出）

第1条

5 1 学校給食法施行令（以下「令」という。）第1条に規定する学校給食の開設の届出は、学校ごとに次の各号に掲げる事項を記載した届出書をもってしなければならない。

一 学校給食の実施人員

二 完全給食、補食給食又はミルク給食の別（以下「学校給食の区分」という。）

10 及び毎週の実施回数

三 学校給食の運営のための職員組織

四 学校給食の運営に要する経費及び維持の方法

五 学校給食の開設の時期

2 2 完全給食とは、給食内容がパン又は米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。）、ミルク及びおかずである給食をいう。

15 3 補食給食とは、完全給食以外の給食で、給食内容がミルク及びおかず等である給食をいう。

4 4 ミルク給食とは、給食内容がミルクのみである給食をいう。

5 5 第1項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該変更が軽微なものである場合を除き、変更の事由及び時期を記載した書類を添えて、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

20 6 都道府県の教育委員会は、第1項及び第5項に規定する届出に関し、届出書の様式その他必要な事項を定めることができる。

25 4 学校給食実施基準（乙1）

（児童生徒の個別の健康状態への配慮）

第3条 学校給食の実施に当たっては、児童又は生徒の個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に配慮するものとする。

(学校給食に供する食物の栄養内容)

第4条 学校給食に供する食物の栄養内容の基準は、別表に掲げる児童又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準とする。

(別表には、児童・生徒の年齢区分に応じて、摂取すべきエネルギー、たんぱく質及び脂質等が記載されている。また、注記として、「この摂取基準は、全国的な平均値を示したものであるから、適用に当たっては、個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用すること」、「献立の作成に当たっては、多様な食品を適切に組み合わせるよう配慮すること」と記載されている。)

5 「学校給食実施基準の一部改正について（通知）」と題する文書（乙2。以下「文科省通知」という。）

15 文科省通知は、文部科学省初等中等教育局長が各都道府県教育委員会教育長等に発出した令和3年2月12日付けの通知文書であり、学校給食摂取基準を改正する学校給食実施基準が同年4月1日から施行されることに伴い留意すべき事項が記載されている。

20 ここには、学校給食摂取基準は「児童生徒の1人1回当たりの全国的な平均値を示したものであるから、適用に当たっては、児童生徒の個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用すること」、「食品構成については、『学校給食摂取基準』を踏まえ、多様な食品を適切に組み合わせ、児童生徒が各栄養素をバランス良く摂取しつつ、様々な食に触れることができるようにすること」、「食物アレルギー等のある児童生徒に対しては、校内において校長、学級担任、栄養教諭、学校栄養職員、養護教諭、学校医等による指導体制を整備し、保護者や主治医との連携を図りつつ、可能な限り、個々の児童生徒の状況に応じた対

応に努めること」が記載され、公益財団法人日本学校保健会により取りまとめられた「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」及び「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（乙３）並びに文部科学省が作成した「学校給食における食物アレルギー対応指針」（乙４）を参考とするよう促している。

これは正本である。

令和7年3月12日

那覇地方裁判所民事第1部

裁判所書記官 山城 光 成

